

岐阜市立岐阜中央中学校 P T A 特別会計規定

- 第 1 条 岐阜市立岐阜中央中学校の周年事業の円滑な実施のため、また、大規模自然災害等による不測の支出に備えるため、本特別会計を設ける。
- 第 2 条 本特別会計をもって実施する周年事業とは、生徒、P T A 会員、同窓生、地域住民に関する事業とする。
- 第 3 条 本特別会計をもって想定する不測の支出とは、大規模自然災害における P T A 備品並びに学校備品の破損の買い替え・補修、さらには被災した P T A 会員並びに生徒の学校生活に関する支援とする。
- 第 4 条 特別会計の収入は、P T A 本会計から毎年繰り入れることとする。その金額については、P T A 総会において決定するものとする。
- 第 5 条 本規定に定める会計に関する処理などの事項は、P T A 役員会において協議する。
- 第 6 条 特別会計の支出は、予算準拠を原則とするため、あらかじめ P T A 総会での承認を必要とする。ただし、第 3 条による支出の場合、役員会総意で決定の上、P T A 総会での事後の承認を認める。
- 第 7 条 特別会計は、役員会で決定した金融機関で開設された P T A 会長を代表とした「岐阜中央中学校 P T A 特別会計」名義の銀行預金口座で管理する。
- 第 8 条 特別会計の管理責任者は P T A 会長、管理担当者は会計係とする。
- 第 9 条 本規定の改廃については、P T A 総会の決議を要するものとする。

附則 平成 2 6 年 5 月 1 0 日施行